

連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 年 度	結 業 年 度	法人名	(	)
円	所 連	連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表七の二付表一「19の計」+(別表七の二付表四「9」若しくは「21」又は別表七の二付表五「10」))	18	円
	得 結	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「34」)	19	
	基 所	連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額 (別表四の二付表「44」)	20	
	準 得	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額の個別帰属額 (別表十(三)「43」のうち帰せられる金額)	21	
	額 等	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十(四)「20」のうち帰せられる金額)	22	
	を 個	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額の個別帰属額 (別表十(四)「21」又は「23」のうち帰せられる金額)	23	
	連 別	沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)	24	
	結 帰	国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十(二)「8」のうち帰せられる金額)	25	
	留 属	収用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(二)「22」+「35」+「38」+「41」+「44」のうち帰せられる金額)又は別表十の二(二)「47」)	26	
	保 額	肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十(六)「22」のうち帰せられる金額)	27	
	控 の	連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(三)付表一「8の計」)	28	
	除 計	個別課税対象金額等 (別表十七(三)「35」)+(別表十七(三の二)「22」)+(別表十七(三の八)「28」)+(別表十七(三の九)「9」)+(別表十七(三の十)「11」)	29	
	額 と	連結所得等個別帰属額 (11)-(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)-(20)+(21)+(22)-(23)+(24)+(25)+(26)+(27)+(28)-(29)	30	
	算 す	留保金個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (別表三の二付表二「21」)の金額がある連結法人の(30)の合計額)	31	
	る 課	課税連結留保金額の計算における連結所得等の金額 (別表三の二付表一「27」)	32	
	場 課	課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二付表一「28」)	33	
	合 個	個別所得基準額 (33)× $\frac{(30)}{(31)}$ 又は(32)のいずれが多い金額	34	